

総務企画委員会記録  
<第1号>

平成23年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成23年11月25日（金曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録<第1号>

---

### 開会の日時

年月日 平成23年11月25日 金曜日  
開 会 午前11時49分  
散 会 午後0時25分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

---

### 出席委員

委員	長	當	間	盛	夫	君
副委員	長	山	内	末	子	さん
委員		島	袋		大	君
委員		吉	元	義	彦	君
委員		照	屋	守	之	君
委員		浦	崎	唯	昭	君
委員		高	嶺	善	伸	君
委員		新	里	米	吉	君
委員		前	田	政	明	君
委員		金	城		勉	君
委員		糸	洲	朝	則	君
委員		新	垣	清	涼	君
委員		上	里	直	司	君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

総務部長 兼 島 規 君  
人事課長 島 田 勉 君

---

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

なお、ただいまの議案は、本日の本会議において先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 資料の平成23年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）をごらんください。

2ページをお開きください。

乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、平成23年11月に行われた人事委員会の給与勧告及び他の都道府県の職員の給与改定等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与改定等を行うため、沖縄県職員の給与に関する条例等関係条例を改正するものでありま

す。

改正の主な内容を申し上げますと、1、公民較差解消のため、医療職給料表以外のすべての給料表について、給料月額を引き下げる。2、外国勤務手当の支給対象者に係る給与条例の適用除外規定を定める。3、本年4月から施行日の前月までの公民較差分を制度的に調整するため、平成23年12月期の期末手当について、特例措置を定めること等が主な内容でございます。

乙第2号議案提案の理由及び概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

親里米吉委員。

○**親里米吉委員** 引き下げ改定の平均738円、0.21%の減ということですが、どこかにとりわけ削減される年代層とか、役職とかがあるのかなと思うのですが、それはどうなっていますか。平均的に下げるのか、そうではないのか。

○**兼島規総務部長** 今回の人事委員会の勧告の内容としまして、とりわけ年齢の高い層—40歳代、50歳代の公民格差、比較した形で言いますと、公のほうが高いということの勧告内容でございますので、そのあたりの職員が引き下げられると。若年層については引き下げない職員もいるという状況でございます。

○**親里米吉委員** 公民格差ということで、人事院勧告の方法といたしますか、そのようになっているだろうと思うのですが、ただ、年齢の高い人たちはこの間、県の単独の削減の場合も含めて、年齢の高い人たちの削減が大きかっただけに、これは本当に大変なことだなという感じは受けます。

それから、人事院勧告に準じて引き下げる—医療職給料表（1）を除くと。医療職給料表（1）は、どの職種関係になりますか。

○**兼島規総務部長** 医師、歯科医師です。

○**親里米吉委員** 医師、歯科医師は除かれるということですね。

それから、国においては—これは国の人事院の姿勢と政府の姿勢が違っていて、政府は人事院勧告は実施しないで、別に7.8%の削減ということになっていますが、政府も自治体には波及させないということもありました。県としても、そういう意味では人事委員会勧告に基づいてやると。政府と国の人事院のように、全く切り離れたやり方はやらないという姿勢ととらえてよいですか。

**○兼島規総務部長** 現時点で、まだ国の動きが確たる—特に地方に対する動きというものが、確たるものが示されていないわけです。その中で、国は今回人事院勧告を見送るということでの特例法案、国家公務員給与の特例法案を今、国会で審議中でございます。都道府県は、地方公務員法の中に人事委員会の設置根拠、また、人事委員会の勧告を尊重するという規定がございますので、その改正がない限り、県として人事委員会勧告を尊重するという立場に変わりはありません。

**○親里米吉委員** 今の県の考え方からすると、これはずっと昔から言われていることで、政府と公務労働者との関係、これは労働基本権が剥奪されて—日本の公務労働者はそれでスタートして、そのかわり皆さんはストライキを持ってませんよという状況の中で、それでは賃金闘争もままならないと。一定の労働条件の交渉はするけれども、そのようにほかの民間との労働基本権が全然違う中での代償措置として、人事院が置かれて勧告がなされるようになったということから考えても、それとは別の形でカットされることが基本的にあってはならないことなのだろうと思うのですが、そこはどう考えていますか。

**○兼島規総務部長** 国の制度の話なので、言及しにくいところがありますがけれども、確かに労働基本権の代償措置としての人事院勧告がございますので、それはしっかりと堅守すべきであろうと思います。今回のカットにつきましては、やはり東日本大震災に伴う財源措置等で、国としても職員の給与をカットせざるを得ないという観点からの提案だと思っております。ただし、国の説明が人事院勧告を無視するわけではなくて、人事院勧告を尊重して、そのカットの部分が内包されているという説明ですので、国は依然として人事院勧告についてだめだと言っているわけではないと思います。

**○親里米吉委員** 基本的には労使対等で交渉して給与を決めるのか、人事院勧告制度でやるのかと。このような基本のところははっきりしないままでの今回の政府の措置だと私は見えています。かなり以前から、自由民主党政権のときか

らこれは問題になっていて、沖縄にも非常に縁の深かった野中広務氏などは、将来的には労働基本権を与えて、交渉して決めたらよいのではないかと。あのころからそこまで明確に言われていたわけで、それならそういう方法、そうでなければ、人事院勧告なら人事院勧告という方向に行かないとおかしいだろうと。今の政府のやり方について、私はちょっといかなものかと個人的には思っています。恐らく皆さんも本当はそう思っているけれども、そこまで言えと言ったらかわいそうだから、そこまでは言いません。

最後に、沖縄県職員労働組合（県職労）、沖縄県教職員組合（沖教組）、沖縄県高等学校障害児学校教職員組合（高教組）と皆さんは交渉してきたと思います。その交渉結果について、お聞きして終わります。

**○兼島規総務部長** 今回、人事院勧告が例年に比べて一月ほどおくれましたので、交渉もタイトな日程になったのですけれども、2回交渉しまして一もちろん合意というわけにはいかないのですけれども、県職労や沖教組からは、提案することについては理解を得られたとっております。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
前田政明委員。

**○前田政明委員** 労働組合との合意はできていないということですよ。

**○兼島規総務部長** 毎年このような形で交渉する場合、やはり給与の引き下げ勧告一引き下げの給与条例改正ですので、労働組合側としても全面的に合意というわけにはいきませんが、提案することについては理解を示したということですから、おおむね理解は得られたと考えております。

**○前田政明委員** 合意についてできているのか、できていないのかだけ聞いているのですよ。

**○兼島規総務部長** 合意はやっておりません。

**○前田政明委員** 先ほどもありましたけれども、人事院の役割について、もう一回そもそも論から説明をお願いします。

**○兼島規総務部長** 人事委員会の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置とし

て、社会一般の情勢に適応した適正な職員給与を確保する上で重要な機能と理解しております。そのときには公務員給与の正確な比較、国及び他の都道府県との均衡の考慮など、これが地方公務員法の中にもうたわれておりまして、それを実施する人事委員会ということであります。

○前田政明委員 これはヨーロッパなどの国々で、このような人事院制度をとっている国は多いのですか。

○兼島規総務部長 その件については、明確な答えはできないのですが、こういった制度は、ヨーロッパを含めて余りないかと思っております。

○前田政明委員 警察官も含めて、労働三権は普通認められているものですね。どうですか。

○兼島規総務部長 そのとおりでございます。

○前田政明委員 震災の財源として、国民全体で負担すべきではないかという理屈がありますが、そのような形では基本にごまかしがあるのではないかなと私は思っています。これはいろいろと質疑をしましたが、この間、大企業に対しては12兆円余りの減税、庶民に対しては増税という形で、今、ヨーロッパや米国でも大資産家が自分たちに税金をかけてくれということで、社会的責任を發揮するという意味では、震災を国民みんなで負担しようではないかというこの流れについては、一つのごまかしがある。そういう面で、2002年の小泉内閣から総人件費抑制政策ということがやられていて、労働者派遣法とかどんどん給与が切られてきて、そういう意味では内需の拡大が低迷するという悪循環を繰り返していると思うのですね。それでお聞きしますけれども、平成17年度などと比較して—その資料がありますけれども、給与の年収額の変動を年度ごとにお答え願います。

○島田勉人事課長 平成17年度の年収が615万9000円。平成18年度が618万6000円。平成19年度が610万1000円。平成20年度が595万3000円。平成21年度が581万2000円。平成22年度が574万6000円。平成23年度は、今回の条例が改正された後でございますが、559万9000円という数字になっております。

○前田政明委員 平成17年度と今度の勧告との関係での差額だけ答えてくださ

い。

○島田勉人事課長 56万円となります。

○前田政明委員 働く労働者の給与は労働者派遣法その他、労働者の常勤雇用体制が破壊されてかなり落ち込んでいますね。しかしその反面、大企業の内部留保は約250兆円を超えている。この労働者派遣法ができた後、すさまじい積み立てをやっているわけです。格差、貧富の二極化が進んでいる中で、このような意味では、景気そのものが内需拡大がなくて、中小企業その他に影響が出てきますけれども、今回の給与改定に伴う影響額をお聞きします。

○島田勉人事課長 今回の給与改定に伴う人件費影響額ということで、共済費を含めまして約2億2800万円。共済費を除きますと約1億9700万円となります。

○前田政明委員 大まかに、関連するとか一お金の回り方からすると、大体関連の波及効果はどのぐらいなのか。

○島田勉人事課長 なかなか試算は難しいのですが、今回、給与分だけで1億9700万円の減ですので、産業連関表で試算しますと同額の約2億円ぐらい。

○前田政明委員 先ほどありましたように、平成17年度では615万9000円。今は、勧告後は559万9000円と。それで56万円余り減ると。先ほどありましたけれども、労働基本権の代償措置という意味では全く言われっぱなしとか、労働者の基本的な生存権一すなわち生活し、次世代の子供たちの養育やその他に貢献するという労働力の成果からいっても、その体をなしていないなと思います。ましてやそれを先ほど言った一部の企業が、原子力発電所関係の巨額なもうけがあって、そこだけでも約80兆円以上の内部留保の積み立てがあるというのだけれども、そういう面では、先ほどの増税やこのような公務労働者の、みんなで負担しようというものは、私はごまかしだともう一回言いますけれども、やはり沖縄において、ある意味で景気をよくするためには、私は思うに公務員の給料を上げる以外ない。要するに、それが基準になっていると思うのですね。それでお聞きしますけれども、公務員の給与を参考にしてそれぞれ民間の企業とか、県に準ずる公共的団体その他の状況は、どのような状況になりますか。



○兼島規総務部長 最近、県の人事委員会勧告、県の給与改定に準じて改正するという団体、それぞれの団体が独自に決定しているものですから、そのあたりについては明らかではありません。ただし、市町村があります。市町村は今から給与を改定すると思うのですけれども、多分、市町村の給料表等につきましても、県の給料表を参考にしながらやっていますので、市町村にまず影響がある。それから県の外郭団体です。外郭団体も県の給与に準じているのであれば、それも少し影響があろうかと思っております。

○前田政明委員 そういう面で、公務労働者が果たしている役割は3・11の大震災の状況に見られるように、自由主義経済政策というか、公務切り捨てという中で公務員を減らしてきて、その中で震災、病院の対応とか、本当に公的に行き届いた対応をやっていくことが、地方自治体としても住民の安全を守る意味でも大事なのだということが今、見直されてきていると思うのですね。ヨーロッパと比較しても、日本の公務員は非常に少ない。そういう面では、先ほど言いました2002年からの総人件費抑制政策ということで、国民の賃金を抑える、そして労働条件も破壊して不安定雇用にすると。ましてやTPPをやられると、安い労働力が入ってくると。そうなると、本当に国民生活は大変なものになるなど。そういう面で、少なくとも労働基本権の代償措置としてやられている、世界でも極めてまれな労働者の基本的な権利を剥奪する。そういう流れの中でのやり方で、今の状況である人事院勧告は本当に政府の言いなりで、基本的な労働者の権利を守り、国民の暮らしを守る立場に立っていないと感じます。しかし、それさえも無視して一方的に公務員バッシングを強めながら、公務員の給料を減らすことが、経済も暮らしもよくなるかのような宣伝といたしますか—そのように今、やられようとしていることは極めて遺憾であるし、やはり大企業の250兆円を超える—労働者の不安定雇用のもとで莫大な収益を上げてきている。そこに社会的責任をもちたいだなどと思います。そういう意味で、今の問題についても検討していく必要があるなどということを述べて、終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 今の質疑を聞きながら、非常に偏った考え方でなんですけれども、要するに人事委員会勧告というものは、よければ上げてくださいますかという話でしょう。この実例を、過去の歴史も含めて少し説明してもらえませんか

か。下がる一方ではないでしょう。

○島田勉人事課長 今、資料を手元に持っておりませんが、減額の勧告が出てきたのは平成14年あたりの勧告だったと思いますが、それ以前は引き上げの勧告でございます。

○照屋守之委員 そうですよ。今のそれぞれの権利があれする関係で、よければそのような形で上がっていく。ですからこれは景気の動向、さらに税収とかいろいろな面があって、上がっていけば一人事委員会勧告制度がどうなるのかわからないけれども、人事委員会勧告制度が続く限りはそのような形で、社会の状況がよくなれば上がっていくという、そのような仕組みでしょう。

○兼島規総務部長 そのとおりです。

○照屋守之委員 そういうことからすると、現状ではやむを得ないかなという部分も非常に感じてはいますけれども、景気がこの後どうなるかということと、私もこの人事委員会勧告制度を本当にこのまま続けてよいのかなという思いもあって。特に概要の3番目。平成23年4月から11月までの差額分、一たん払ったものをさかのぼって取るという話でしょう。これを原案可決したら。

○兼島規総務部長 さかのぼって取るということではなくて、民間との比較を本年の4月1日で比較しているものですから、どうしても4月1日でこれだけの差があつてと、おくれて勧告されるものですから、この部分を年間調整ということで、12月の期末手当から調整するというところでございます。

○照屋守之委員 ですから、決まれば4月からものを払わないといけないから一こう決まりますよ、来年の4月からやりますよという仕組みに変えればよいのだけれども、毎年そのように人事委員会勧告で決まっていくときに、この仕組みは変えたほうがよいのではないですか。クレームをつけたほうがよいのではないですか。

○兼島規総務部長 確かになかなか難しい、法律的にも少し難しい点があることは承知しております。例えば不利益不遡及の原則が法にはあるわけです。これは刑事罰でよく適用されるわけですがけれども、これについて、不利益不遡及の原則に反するのではないのかということがございます。これについては高等

裁判所段階の判決が出ていまして、その原則には反しないという高等裁判所判決もありますので、年間調整ということでの措置でございます。

**○照屋守之委員** 我々もそうですけれども、一たん財布に入ったものをこういうことだから返しなさいと言っても、返したくないですよ。それを後で、ボーナスで吸い上げるというやり方だから、このようなものも含めて少し考えてもらわないと、今の人事委員会勧告の仕組みそのものにもいろいろな一時代がこれだけ変われば不満もあるわけで、先ほどの労使交渉でどうかということもあるのだけれども、そのようなものも含めて、どのみち勧告でやるわけですから、自分たちがおくれて勧告しながら、その前のものが対象になりますというやり方は、どう考えても非常におかしいと思うのです。ですから、これをやるのであれば、次の4月からその分やります、今度、また別の状況で勧告が変われば、それはまた次のものに適用しますという仕組みが必要ではないですか。どうですか。

**○兼島規総務部長** 人事委員会勧告制度の話ですので、なかなか言及しにくいのですが、人事委員会勧告が4月1日を基準とした形で比較している。そこだと思います。そこを少し改めるのであれば、それなりの勧告—今、言った懸念が解消されるような勧告内容が出てくるかと思えます。

**○照屋守之委員** それと、今の景気というか、この状況。平成14年度から少しずつ下がっているという話でしょう。これはどうなのですか。今のいろいろな、我々が予期せぬことも社会状況で起こって、そのような賃金というものに対して—やはり、多くもらったほうがよいですよ。一生懸命働く気持ちも含めて。見通しというのか、いつごろから上がっていくのですか。予測つきますか。

**○兼島規総務部長** これはなかなか予測がつきにくいところなのですが、ちなみに参考で申し上げますと、今回、各都道府県のうち、下げない勧告をしているところがございます。愛知県、岡山県は逆に上げる勧告をやっているわけです。あくまで民間準拠ということですから、おっしゃるように景気の良いところ、経済状況が良いところは公務員給与も上がる、民間給与も上がるという状況です。これを翻って沖縄県を見ますと、今、観光がかなり落ち込んでいます。極めて本土あたりの景気が浮揚しないと、なかなか沖縄のほうに足を運ばないという状況が出てきますので、全国的に景気をよくしないと沖縄の景気もよくなりません。そしてなおかつ、公務員の給与についても、民間の給与

についてもなかなか上がらない状況が出てこようかと思っております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法などについて協議)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

これより、乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 本会議でやります。

○**當間盛夫委員長** ほかにありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。  
なお、挙手しない者は、これを否とみなします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當間盛夫委員長** 挙手多数であります。

よって、乙第2号議案は、原案のとおり可決されました。  
次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、乙第2号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の処理はすべて終了いたしました。

今回は、12月8日 木曜日 本会議終了後に委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫